



デジタル社会的市場経済の構想

永合，位行

(Citation)

国民経済雑誌, 228(3):11-28

(Issue Date)

2024-09-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100491619>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491619>



国民経済雑誌

THE
KOKUMIN-KEIZAI ZASSHI
(JOURNAL OF ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION)

デジタル社会的市場経済の構想

永 合 位 行

国民経済雑誌 第228巻 第3号 抜刷

2024年9月

神戸大学経済経営学会

デジタル社会的市場経済の構想

永 合 位 行^a

今日、デジタル技術の利用は、人間のあらゆる生活領域に広がり、それによって、経済だけでなく、政治や社会、さらには文化面においても、大きな変化がもたらされてきている。こうしたデジタル化の進展は、ポジティブな側面だけをもつのではなく、深刻な経済社会問題をも引き起こしている。それゆえ、デジタル技術を生かすとともに、その諸問題を克服しうる新たな経済社会の枠組みを見出すことは、21世紀の喫緊の課題といえることができる。本稿では、こうした問題意識に基づき、キリスト教社会倫理の視点に立って、デジタル化の時代に求められる「デジタル社会的市場経済」の構想について考察する。

キーワード デジタル化、デジタル社会的市場経済、キリスト教社会倫理、
人格性の原則、デジタル秩序政策

1 はじめに

第四次産業革命といわれるように、今日、デジタル技術が急速に発展してきている。とりわけ、深層学習のような機械学習の技術を利用した人工知能（AI）の分野での技術革新には目を見張るものがある。さらに、モノのインターネット（IoT）の進展により、人と人あるいは人とモノだけでなく、あらゆるモノがインターネットを介してつながれるようになってきている。

こうしたデジタル技術の発展の影響は、経済の領域にとどまるものではない。人間社会全体の「デジタル革命」と呼んでよいほどに、今日、デジタル技術の利用は、人間のあらゆる生活領域に広がり、それによって、経済だけでなく、政治や社会、さらには、人びとの習慣や価値観といった文化面においても、大きな変化がもたらされてきている。

こうした社会全体のデジタル化の進展は、経済の生産性を高め、人びとの生活の改善につながるといったポジティブな側面だけをもつものではない。それと同時に、GAFAMに代表される巨大デジタル企業の支配、プライバシーの問題、監視社会の危険、民主制への影響等、

a 神戸大学大学院経済学研究科, tnago@econ.kobe-u.ac.jp

さまざまな深刻な経済社会問題をも引き起こしてきている。さらに、AIの登場は、それが人間の精神的労働に代替しうるものだけに、人間とは何か、人間と機械の関係はどうあるべきかという哲学的問題も出現させてきている。

デジタル化の進展が従来の枠組みでは対応することのできないこうしたさまざまな問題をもたらしてきている以上、デジタル技術を生かすとともに、これらの問題を克服しうる新たな経済社会の枠組みを見出すことは、21世紀における喫緊の課題といえることができる。そして、この課題に答えるためには、あるべき価値や倫理原則に立ち返り、経済社会全体のあり方をあらためて問い直す必要がある。本稿では、こうした問題意識に基づき、ヨーロッパ、とりわけドイツ語圏において主として展開されてきた「キリスト教社会倫理」(Christliche Sozialethik)の視点に立って、デジタル化の時代に求められる経済社会構想について考えていきたい。

本稿において、キリスト教社会倫理の考えを基礎に置くのは、デジタル化の進展が人間存在そのものへの問いを含んでおり、その問いに答える社会倫理の体系こそキリスト教社会倫理にほかならないと考えたからである。もちろん、A. フィリポビク (A. Filipović) が指摘するように、デジタル化の問題に関する研究は、これまでキリスト教社会倫理の分野において盛んに行われてきたわけではない¹⁾。しかしながら、AIの急速な進展によって、「アルゴ・クラシー」(algo-cracy)、すなわち、アルゴリズムが人間を支配する社会への危機感から、デジタル化の問題に関するキリスト教社会倫理の研究は、近年、急速に行われるようになってきている。とりわけ、倫理への配慮をAIの開発段階から求める「アルゴ・エシックス」(algor-ethics)の考えに基づいて、2020年2月28日に教皇庁生命アカデミーの年次総会で発表された、「AI倫理のためのローマからの要求」は、こうしたキリスト教社会倫理の分野での動きを端的に示すものといえる²⁾。本稿の目的は、ドイツ語圏でのキリスト教社会倫理の分野での近年の諸研究に依拠しながら、デジタル化の時代に求められる「デジタル社会的市場経済」(digitale soziale Marktwirtschaft)の構想がどのようなものであるかを明らかにすることにある。なお、本稿は、デジタル社会的市場経済の視点から、キリスト教社会倫理の議論を筆者なりに整理したものにはすぎない。このことはあらかじめお断りしておかなければならない。

2 キリスト教社会倫理の倫理原則

キリスト教社会倫理が、キリスト教の考えを基礎においた社会倫理であることはいうまでもない。しかし、キリスト教社会倫理と一言でいっても、論者によってその考え方は多様である。とりわけ、「カトリック社会論」(Katholische Soziallehre)とも呼ばれるカトリック系の議論とプロテスタント系の福音主義の議論との間には、大きな違いが存在する。しかし⁴⁾

ながら、1985年からドイツ司教協議会（DBK）とドイツ福音主義協会（EKD）がさまざまな経済社会問題に関する共同文書を発表し始めたことからわかるように、両宗派の統一的な見解を示そうとする動きが進んできている。デジタル化の問題に関して言えば、両宗派を代表する二人の論者、すなわち、カトリックのJ. ヴィーマイヤー（J. Wiemeyer）と福音主義のT. イェニヒェン（T. Jähnichen）の共著『経済倫理 4.0』が2020年に出版されている。⁵⁾ 本節ではまず、こうした議論を参考にしながら、デジタル化という視点から重要となるキリスト教社会倫理の倫理原則について見ていきたい。

2.1 キリスト教社会倫理の根本的基準

キリスト教社会倫理において、社会編成の倫理諸原則を基礎づけるもっとも根本的な基準となるのが、「人格性」（Personalität）の原則である。⁶⁾ すなわち、人間は、だれもが尊厳を有した存在、すなわち「人格」（Person）たる存在であり、この人格たる「人間の尊厳」（Würde des Menschen）を尊重することが、人間の行為においても、社会編成を考える上でも、なによりも遵守されなければならない根本原則となる。それゆえ、人間の尊厳を損なうようなことは、断じて許されない。今日、デジタル化やAIをめぐる議論において、しばしば「人間が中心にいないべきではない」ということが謳われるが、この人間中心的という意味は、キリスト教社会倫理において何よりも重視されるこの人格性の原則の意味で把握される必要がある。⁷⁾

こうした人格性の原則に関しては、注意しなければならないことがある。⁸⁾ それは、その原則が満たされるためには、各人の尊厳の相互承認が必要になるということである。というのも、他者の尊厳をお互いに尊重しようとするのでなければ、あらゆる人間の尊厳の尊重を実現することなどできないからである。それゆえ、各自が自らの尊厳を尊重してもらいたいのであれば、他者の尊厳をも尊重することが求められる。ここにおいて、「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」（マタイによる福音書7・12）といういわゆるポジティブな表現での「黄金律」（Goldene Regel）が妥当することになる。こうした人格としての人間の尊厳の相互承認こそ、人格性の原則から導かれる「隣人愛」（Nächstenliebe）の命法にほかならないのである。

この隣人愛の命法に関しては、二つの点で注意する必要がある。第一に、隣人愛の命法から、E. カント（E. Kant）が定式化した定言命法、すなわち他者を手段としてのみ扱ってはならず、「目的それ自体」（Zweck an sich selbst）としても扱いなさいという命法もまた導かれてくることになる。それゆえ、各人には自らの経済的利益のために他者を手段としてのみ取り扱い、他者の尊厳を傷つけることは、断じて許されないのである。

第二に、隣人愛の命法は、決して没我的に他者に尽くすことを意味するものではない。

というのも、各人は、自らもまた尊厳をもった存在である以上、自らの尊厳を大切に扱うこと、すなわち「自らの生への配慮」(Sorge für das eigene Leben)をなすこともまた求められるからである。もちろん、この「自愛」(Selbstliebe)は、自己利益のあくなき追求を意味するものではない。自己利益の追求にあたっては、「他者への配慮」(Fürsorge für Andere)が強く求められてくることになる。この意味において、「隣人愛は、一方では、自らの生への配慮を無視するラディカルな利他主義から区別され、他方では、無制限の自利として解釈される利己主義から区別される。むしろ、隣人愛と自己利益は、自らの生への配慮と他者への配慮が社会の共同善への考慮と結び付けられることによって、互いへと関係づけられ⁹⁾る」のである。

2.2 社会編成の倫理原則

キリスト教社会倫理においては、人間の尊厳の尊重と隣人愛という根本的基準から、社会編成にあたって考慮しなければならない倫理原則が明らかにされることになる。ここでは、デジタル化の問題を考えるうえで重要と思われる四つの原則、つまり、①自由 (Freiheit)、②連帯性 (Solidarität)、③補完性 (Subsidiarität)、④持続性 (Nachhaltigkeit) について簡単¹⁰⁾に見ておきたい。

2.2.1 自由

人格たる人間は、自らの精神ないし理性の力によって、自分のとるべき行動を自ら考え、自己決定をなし、そうすることで自分自身を高め、自らの人格の完成をはかっていくことができる存在である。しかし、各人のこうした自律した行動を可能にするためには、各人に自由が保障されていなければならず、しかも、この自由の保障は、隣人愛の命法と同様に、「他者の自由の相互承認」を必要とする。それゆえ、各人には、他者の自由を尊重し、これを侵害しないことが求められ、いわゆる「ネガティブな自由」(negative Freiheit)の保障、つまり、他者による強制的な干渉を受けない自由の保障をはかることが必要とされるのである。

しかし、こうしたネガティブな自由が保障されただけで、各人の自律した行動が可能になるわけではない。ネガティブな自由が保障されたとしても、各人に自律した行動をとりうる能力、いわゆる「潜在能力」(Befähigung)が備わっていなければ、自律した行動をとることはできない。それゆえ、ネガティブな自由だけでなく、各人の潜在能力を高め、ポジティブな自由をも実現していくことが必要となる¹¹⁾。

社会編成にあたっては、こうした意味での自由が保障されなければならないが、デジタル化の問題との関係で、三つの点に注意しておきたい。第一に、人間の自己決定は「人間の自

由の表現」(Ausdruck der Freiheit)であるとされるように、自由の保障にあたっては、各自の自己決定を保障することが必要となる。ここから、自己決定権が人格権の一つとして求められてくることになる。¹²⁾

第二に、自由の保障は、自己決定権だけでなく、さまざまな自由権の保障を求めることになるが、自由の権利には必ず義務と責任が伴うことを忘れてはならない。すなわち、他者の尊厳と自由を尊重する義務、自己実現をはかる義務、そして自己決定の結果には責任を負う義務が求められてくるのである。

第三に、自由の行使にあたっては、他者の尊厳を傷つけないことが求められることから、人種や性あるいは宗教といった違いによって、差別がなされるようなことがあってはならない。人間は、誰もが尊厳を有した存在として、平等に扱われなければならないのである。

2.2.2 連帯性

人間は、けっして自足した存在ではなく、互いに助け合うことによって、はじめて生きていくことができる。また、人間は、協働することによって、個人一人の力では生み出すことのできない価値、すなわち共同善を実現することができる。ここから、人間には連带的に行動し、共同善の実現に貢献していく義務が生じることになる。

この連帯性に関して、二つの点に注意する必要がある。第一に、人びとの間のつながりが密になり、「共同の我々アイデンティティ」(geminsame Wir-Identität)が分け持たれているほど、人びとは、より自発的、積極的に連带的な行動をとることができる。¹³⁾しかし、近代社会の個人化の傾向の中で、こうした連带的なつながりが失われてきている。それゆえ、人びとの間の連帯性をいかにして維持し、またそれを新たに育てていくかが、今日の重要な課題となっている。¹⁴⁾

第二に、連帯性の義務は、人びとの間に密なつながりがある狭い集団内に限定されるものではない。あらゆる人間が尊厳を有した存在として等しく価値をもつ以上、連帯性の義務は、国民レベルへ、さらにはそれを超えて国際的なレベルへと広がるものである。それゆえ、社会的弱者への支援は、国内的にも国際的にもなされねばならず、それを図っていくことが、国家ならびに国際機関には求められるのである。

2.2.3 補完性

カトリック社会論に出自をもつ補完性の原則は、社会編成にあたって、個人と共同体、あるいは、下位の共同体と上位の共同体との間の関係を規定する原則を定式化したものである。それによれば、個人が自らの能力と責任においてなしうることを、共同体が引き受けてはならず、また、下位の共同体が同じく自らの能力と責任でなしうることを、上位の共同体が

奪ってはならないとされる。この補完性の原則は、しばしば、上位の共同体である国家の権限領域の拡大に対し、これを抑制するための社会原則として利用されることになる。しかし、補完性の原則には、こうした消極的な側面だけでなく、積極的な側面をも有していることを忘れてはならない。すなわち、上位の共同体は、下位の共同体ならびに個人がなしえない¹⁵⁾ ことに関しては、これを積極的に支援していくことが求められるのである。

こうした考えに基づいて、キリスト教社会倫理においては、「社会国家」(Sozialstaat)の役割が強調されることになる。しかし、この社会国家による支援は、過剰な支援であってはならず、各人の自律した行動を可能にするための支援、先に述べた潜在能力を高めるための支援でなければならない。それゆえ、社会国家に求められる支援は、まさに「自助への支援」¹⁶⁾ (Hilfe zur Selbsthilfe)を意味することになるのである。

2.2.4 持続性

地球環境問題の深刻化とともに、今日、持続性が強く求められるようになっている。この持続性に関しては、SDGsの考えに示されるように、環境問題、経済問題ならびに社会問題が密に絡み合っていることから、エコロジー的持続性だけでなく、経済的持続性と社会的持続性が同時に図られていく必要がある。

キリスト教社会倫理においても、この持続性の基準は、今日では明確に受け入れられている。キリスト教においては、人間に特別の地位が与えられているとはいえ、このことは、人間が自然を好き勝手に利用してもよいということを意味するものではない。人間と自然はともに神の被造物である以上、人間は、一方において自然を利用しなければならないが、他方においてその自然を維持し保護する義務をも負うことになる¹⁷⁾。しかも、こうしたエコロジー的倫理は、「世代間公正性」(intergenerationelle Gerechtigkeit)を図ることをも意味する。すでに述べたように、キリスト教社会倫理においては、あらゆる人間の尊厳の尊重がなによりも重視されるが、このあらゆる人間には、現在世代だけでなく、将来世代もまた含まれる。現在世代が自らの利益のために自然環境を破壊し続けたとすれば、将来世代が現在世代と同様に、人間の尊厳に値する生活を送ることなど不可能になる。それゆえ、現在世代は、将来世代のために、自然環境を維持する義務を負っているのである¹⁸⁾。

3 デジタル社会的市場経済の構想

3.1 社会的市場経済の刷新

キリスト教社会倫理においては、前節で述べた倫理原則に基づいて、経済秩序構想が展開されることになる。その際、出発点となるのが、戦後ドイツの経済社会の基本枠組みとなってきた「社会的市場経済」(Soziale Marktwirtschaft)の秩序構想である。社会的市場経済は、¹⁹⁾

この構想の父祖である A. ミュラー＝アルマック (A. Müller-Armack) が「市場における自由の原則を社会的平衡の原則と結合する²⁰⁾」ものと説明するように、理念的には自由と社会的公正という二つの価値理念の統合を目指す秩序構想といえることができる。その秩序構想によれば、経済の基本枠組みは、「競争秩序」(Wettbewerbsordnung) と呼ばれる自由で競争的な市場経済に置かれる。これは、競争秩序が自由と経済的効率性の原則に適合した枠組みであるからにほかならない。

しかしながら、この競争秩序は、市場での人びとの自由な行動にのみ委ねられた場合、市場支配的勢力が現れ、自ずから崩壊していかざるをえない。加えて、市場経済の下では、さまざまな市場の失敗も出現することになる。市場経済は、こうした限界を抱えていることから、社会的公正の原則に基づき、国家による政策対応が要請されることになる。すなわち、国家は、「秩序政策」(Ordnungspolitik) によって競争秩序を維持・育成するとともに、さまざまな社会的施策を通じて市場の限界を克服していかなければならないのである。社会的市場経済の構想のこうした特徴からわかるように、この構想は、レッセフェール自由主義とも国家管理型の集権主義とも異なる「第三の道」(der dritte Weg) を目指す構想といえることができる。

キリスト教社会倫理においては、この社会的市場経済の構想が基本的に受け入れられる。しかしながら、社会的市場経済の構想は、決して硬直的なものではなく、経済社会を取り巻く諸環境の変化に対応して、たえず刷新されなければならないものとして捉えられる²¹⁾。それゆえ、キリスト教社会倫理においては、近年の世界規模での格差問題の広がりを受け、社会政策の新たなあり方が問い直されるとともに、地球環境問題に対応するために、社会的市場経済の構想の中に持続性の観点を取り入れ、社会的市場経済を「エコ社会的市場経済」(Öko-Soziale Marktwirtschaft) へと発展させる議論が展開されるようになっている²²⁾。本稿で取り上げるデジタル社会的市場経済の構想は、デジタル化の進展を受け、社会的市場経済をさらに刷新していこうとする動きにほかならないのである。

3.2 デジタル化に対する基本的態度

デジタル社会的市場経済の構想の内容に入る前に、キリスト教社会倫理におけるデジタル化への基本的態度について、まず確認しておきたい²³⁾。

デジタル技術だけでなく、これまで近代社会においては、さまざまな技術革新が行われてきた。それらの技術革新を通じて、人類が抱えてきたさまざまな問題が克服され、人びとはより豊かな生活を享受することができるようになってきた。そのため、科学技術の力にゆだねておけば、あらゆる問題は解決され、無限の経済成長も可能になるという楽観主義的な技術主義の考え方も生み出されてくることになる²⁴⁾。

しかし、技術革新は、こうした光の側面だけを持つものではない。新たな技術の登場は、その技術を利用する人間に社会と自然を支配する絶大な権力を与え、その利用の仕方を間違えれば、原子力や地球環境の問題に典型的に見られるように、人間社会にとって深刻な問題をももたらすことになる。

キリスト教社会倫理においては、こうした「あらゆる人間技術の深いアンビバレント」(tiefe Ambivalenz aller menschlichen Technik)が強調され、技術主義的な進歩楽観主義にたえず警鐘がならされることになる。もちろん、このことは、キリスト教社会倫理が科学技術の発展を拒否することを意味するものではない。むしろ、技術革新は、「創造的なもの」(das Kreative)を生み出すものとしてポジティブに評価され、それゆえ、キリスト教社会倫理においては、新たな技術を人間社会の真の発展につなげる倫理的指針棒を提起することが目指されるのである。

近年のデジタル化の動きに関しても、キリスト教社会倫理においては、そのアンビバレントな側面が強調される。そして、デジタル化が人間の尊厳の尊重と自由の拡大へとつながるように、その「ポジティブな機会と可能性」(positive Chancen und Möglichkeiten)を促進するとともに、人間から尊厳と自由を奪うその「破壊的ポテンシャル」(destruktive Potentiale)を制御することが必要とされる。こうした基本的態度に基づいて構想されるのが、デジタル社会的市場経済の構想にほかならない。以下において、この構想の内容について、見ていくことにしよう。

3.3 デジタル社会的市場経済の構想

先に説明したように、社会的市場経済の構想は、市場経済で生じてくる諸問題を社会的公正の観点から国家によって克服しようとする構想ということができる。しかし、このことは、市場経済で行動する主体が自らの経済的利益のみを考えて行動してもよいということ意味するものではない。市場経済で行動する主体には、企業であれ、消費者であれ、社会的責任意識をもった行動が求められる。経済のデジタル化が進展する中で、新たな深刻な経済社会問題が市場経済において生じてきているが、そうした問題に対しても、補完性の原則に基づき、各経済主体の自発的取り組みがまずは求められることになる。とりわけ、デジタル化やAIの開発を推進する立場にあるデジタル企業には、デジタル化に伴う諸問題を引き起こさないために、倫理的規範に則った自主規制が求められることになる。²⁵⁾近年、企業の社会的責任が強く求められるようになってきているが、デジタル化の時代にあって、企業には「企業のデジタル責任」(Corporate Digital Responsibility)が求められているということが出来る。²⁶⁾

しかしながら、企業の自主規制に委ねていただけでは、デジタル化によって引き起こされる諸問題を克服することはできない。そのため、デジタル社会的市場経済の構想においても、

それらの諸問題を解決するために、企業の自主規制に加え、国家の役割が強調されることになる。²⁷⁾以下では、この国家の役割という視点から、デジタル社会的市場経済の構想について見ていくが、その構想の内容すべてを紹介することはできない。ここでは、デジタル市場において、とりわけ大きな問題となる独占化の問題、個人情報保護の問題、そして労働に関わる問題に焦点をしばって、デジタル社会的市場経済の構想について見ていきたい。²⁸⁾

3.3.1 独占化の問題

デジタル市場においては、デジタルプラットフォーム企業がきわめて重要な役割を果たしている。さまざまな財・サービスや情報がデジタルプラットフォームを介してやりとりされ、人びとの生活は、ますます便利で快適なものになっている。その一方で、デジタルプラットフォーム企業は、直接ネットワーク効果だけでなく、両面市場に伴う間接ネットワーク効果²⁹⁾、さらには莫大な固定費用はかかるが、限界費用はきわめて低い等の経済的特性を有することから、GAFAMに代表されるように、巨大化、独占化し、その市場支配的勢力を利用して、利用者にさまざまな不利益をもたらすことになる。それゆえ、デジタル市場を企業の自由な行動にのみ委ねる「デジタル・レッセフェール」(digitales Laissez-faire)³⁰⁾に任せたのでは、社会的市場経済の基本枠組みである競争秩序は、自ずから崩壊してしまわざるを得ない。

そのため、デジタル社会的市場経済の構想においては、デジタル市場における競争秩序を維持・育成するための秩序政策、すなわち「デジタル秩序政策」(digitale Ordnungspolitik)³¹⁾が要請されることになる。このデジタル秩序政策の柱となるのが、独占禁止政策である。もちろん、独占禁止政策は、デジタル市場の特性やその変化に合わせて、見直していく必要がある。たとえば、消費者はデジタルプラットフォームにおいてしばしば無償でサービスを利用できるが、無償であっても独占禁止政策の規制対象となるように法改正をすることや、デジタルプラットフォーム企業を対象とした独自の規制政策を導入すること等がなされなければならないのである。³²⁾

デジタルプラットフォーム企業に関しては、いま一つ大きな問題がある。それが、租税回避の問題である。³³⁾市場経済においては、公平な競争が求められるが、課税に関しても、企業間で公平な課税がなされなければならない。しかしながら、グローバル化とデジタル化の進展の中で、多国籍企業は、税率の低い国々へ資本を移動させ、課税を回避するようになっていく。これに対し、各国では、より多くの資本を自国に引き付けるために、法人税の引き下げ競争が行われるという事態にもなっている。加えて、デジタルプラットフォーム企業の場合には、工場や事業所等の恒久的施設なしに事業ができることから、恒久的施設がなければ課税できないという課税ルールに基づいて、当該国でいかに利益をあげていても、税を課することが困難な状況にある。

こうした法人税の引き下げ競争を伴う租税回避の問題に対しては、一国だけで対応することはできない。そのため、デジタルプラットフォーム企業を中心とする多国籍企業に対して、各国が適切に課税できるように、国際的な協調に基づいた「デジタル課税」(Digitalsteuer)³⁴⁾の導入が強く求められることになるのである。

3.3.2 個人情報保護の問題

デジタル市場においては、情報が「戦略的資源」(strategische Ressourcen)であるとされるように、企業は、より大きな経済的利益をあげるために、大量の個人情報を獲得する必要がある。³⁵⁾すなわち、企業は、個々人から収集・蓄積した大量の情報をアルゴリズムに基づいて分析し、その分析によって示されるパーソナライズされた情報を製品開発、広告、販売等に生かすことによって、巨額の経済的利益を得ているのである。

これに対し、個々人は、インターネットを介して得られるさまざまなサービスを利用するためには、それと交換に、意識するかいなかにかかわらず、自らの個人情報を企業に提供していかざるをえない。その際、個人は、自らの個人情報が企業によってどのように処理され、また利用されているのか分からず、さらには、個人情報の漏洩や悪用の危険にもさらされている。また、いったん蓄積された個人情報は、インターネット上に残されることから、現在の自分にとっては好ましくない情報がいつまでも人びとに閲覧されてしまうという問題も生じてくることになる。

しかし、個人情報に関わる問題は、それだけではない。パーソナライズされた情報に基づくサービスの継続的提供は、企業による個々人の行動のコントロールをも可能にする。とりわけ、時間と能力が限られている中で、個人が自律的に自己決定するのではなく、AIの判断に依存するようになればなるほど、企業による個々人の行動のコントロールはいっそう容易なものとなる。それゆえ、デジタル社会は、さまざまなデジタル機器を通じて、企業が個人を監視し、情報を集め、その行動をコントロールしようとする「商業的監視社会」(kommerzielle Überwachungsgesellschaft)³⁶⁾となる危険性がある。また、この商業的監視社会では、パーソナライズされた情報に基づいて、個々人がスコアリングされ、スコアの低い個人が社会的に差別されるという問題も生じてくることになる。

このように、デジタル社会においては、個人情報に関わるさまざまな問題が生じてくることから、デジタル社会的市場経済の構想においては、デジタル市場の透明性を高め、個人情報を保護することが、国家の重要な役割の一つとなる。すなわち、個人情報の収集や利用においては、キリスト教社会倫理が求める「人格性保護の優先」(Vorrang des Persönlichkeits-schutzes)が担保されなければならない。この原則に基づいて、「市民の人格的信息は、透明³⁷⁾でやむを得ない理由がある場合にしか、収集され、利用されてはならない」とされる。また、

各個人は、自らの個人情報の取り扱いに関して自己決定することができなければならない、ここから、いわゆる「情報の自己決定権」(Recht auf informationelle Selbstbestimmung)が求められてくることになる。しかも、この情報の自己決定権には、「忘れられることができ、また、忘れられることが許されるという慈愛の心もまた人間の共同生活には不可欠である」³⁸⁾との立場から、「忘れられる権利」(Recht auf Vergessen)³⁹⁾もまた含められねばならない。さらに、商業的監視社会とならないように、企業による個人の行動操作や差別的取扱いに対する規制が求められることになるのである。

3.3.3 労働に関わる問題

職場におけるデジタル化の進展は、業務の効率化、労働時間と労働場所の弾力化、ワーク・ライフ・バランスの実現への貢献等、労働者にとってさまざまな利点をもたらす可能性がある。しかし、その反面、デジタル化の進展が労働者にとってさまざまな問題を引き起こすことも危惧されている。ここでは、とりわけ重要な問題として、3つの問題を指摘しておきたい。

第一に、労働者が機械によって代替されるという問題である。⁴⁰⁾もちろん、デジタル化によって失われる職場もあれば、新たに生み出される職場もあるため、全体として、大量の失業者が出現するかは見通せない。しかし、「両極化テーゼ」(Polarisierungsthese)といわれるように、労働構造は、大きく変化する可能性がある。すなわち、デジタル技術に習熟した高スキルの労働者の賃金は、かれらへの需要が高まることによって上昇するが、事務職や製造職のような中スキルの労働者は、機械によって代替され、低所得階層に落ち込んでしまうのである。こうした「中間層の忍び寄る侵食」(schleichende Erosion der Mittelschicht)が進行すれば、格差と貧困の問題が深刻化するとともに、社会の不安定化にもつながることになるのである。⁴¹⁾

第二に、テレワークの広がりによって、労働時間や労働場所の弾力化が進み、労働者は、自らの生活状況に合った柔軟な働き方を選択できるようになることが期待されている。しかし、その一方で、いつでもどこでも働くことが可能になることから、時間や休日に関係なく、労働者が職務に追われ、長時間労働がかえって助長され、労働者が疲弊してしまう危険性がある。このことは、労働世界と生活世界との「脱境界化プロセス」(Entgrenzungsprozesse)が両方の世界の調和ではなく、「労働世界による私的局面の植民地化」(Kolonisierung der Privatsphäre durch die Arbeitswelt)⁴²⁾をもたらすことを意味している。

第三に、デジタル技術は、企業が労働者を監視するために利用される危険性がある。とりわけ、ウェアラブルデバイスや、さらにはチップを体内に埋め込むインプラントブルデバイスの利用によって、労働者は、常時、企業によって監視されるという事態になりかねないので

⁴³⁾
ある。

これらの問題は、いずれも労働者の人格を深く傷つけるものということができる。それゆえ、キリスト教社会倫理においては、これらの問題に対する対策を講じることが何よりも求められることになる。まず、第一の問題に対しては、労働者がデジタル化に対応しうる能力を身に付けることができるように、職業教育や再教育を通じて、労働者のスキルアップにたえず取り組む必要がある。⁴⁴⁾もちろん、こうした能力開発だけでは、貧困の問題を完全に克服することはできない。それゆえ、連帯性の原則に基づき、人間の尊厳に値する生活が保障されるように、低所得者に対する所得保障がなされなければならない。この所得保障をめぐる議論がしばしば主張されている。キリスト教社会倫理においても、ベーシック・インカムの導入に賛成する論者が存在するが、基本的にはキリスト教社会倫理は、ベーシック・インカムに懐疑的な立場をとっている。⁴⁵⁾その理由としてあげられるのが、稼得労働が持つ本質的価値である。すなわち、稼得労働は、たんに所得をもたらしてくれるだけではなく、社会的つながりや社会的承認の基盤となるとともに、自らの技能や知性、さらには人間性の向上を通じて自己実現を可能にするものである。⁴⁶⁾稼得労働がこうした重要な意味をもつことから、キリスト教社会倫理においては、稼得労働とそれによる十分な所得の保障がまずもって求められ、それでも残される低所得者に対しては、ベーシック・インカムの導入ではなく、これまでの所得保障制度をデジタル化に対応しうる形で改革していくことが求められるのである。

次に、第二の問題に関してであるが、キリスト教社会倫理においては、「人格の尊厳の尊重の意味において、人間の私的局面の保護に高いランクが与えられている」。⁴⁷⁾それゆえ、労働世界による私的局面の植民地化をくい止め、労働者の私的局面を保護するために、一定の規制をかけていく必要がある。たとえば、勤務間インターバル制度の導入にとどまらず、いわゆる「つながらない権利」の保障が必要とされる。また、当然のことであるが、キリスト教の伝統に根差した日曜の労働禁止を維持することは、何よりも求められる。ただし、こうした規制は、けっして硬直的に考えられてはならず、各人の生活状況に応じた弾力的な運用の必要性が認められていることには注意しなければならない。⁴⁸⁾

最後に、第三の問題に関しては、労働者の「隙間なき監視」(lückenlose Überwachung)は、労働者の尊厳に反するものとして、厳しく批判される。⁴⁹⁾キリスト教社会倫理においては、企業が「諸人格の共同体」(Gemeinschaft von Personen)として位置づけられることからも⁵⁰⁾分かるように、企業は、労働者を監視とコントロールの対象と見るのではなく、労働者の尊厳を尊重し、労働者の人格性の発展につながるよう労働条件を整える必要がある。そのために、補完性原則を企業組織にも適用することが求められる。すなわち、権限をできる限り労働者に委譲し、労働者が自由で主体的に意思決定できるようにするとともに、労働者によ

る企業経営や資本への参加を促進する制度を構築することが強く求められるのである。⁵¹⁾

4 結びにかえて

本論において明らかにしたように、デジタル社会的市場経済の構想は、人間の尊厳が尊重され、各人の人格と自由の発展につながるように、デジタル化の利点を生かしながら、そこで生じてくる経済社会問題に対しては、各主体の自主的な取組みにのみ委ねるのではなく、キリスト教社会倫理の倫理原則に基づき、国家による規制をも求めているとする構想といえることができる。この構想は、ドイツ語圏あるいはEUの経済社会や文化を背景とするものだけに、そのまま日本に適用することはできないとはいえ、デジタル化に対応するにあたって、一つの方向性を示すものといえることができる。

本稿の最後になったが、近年のAIの急速な発展に伴って大きな問題となっているスーパーインテリジェンスやトランスヒューマニズムの考えに対するキリスト教社会倫理の立場について簡単に説明することで結びにかえたい。キリスト教社会倫理によれば、トランスヒューマニズムは、近代以降の技術主義と同様に、技術進歩にすべてを委ねようとするきわめて楽観主義的な進歩信仰に支えられている。すなわち、その論者たちは、科学技術の進歩によって、近い将来、人間の知性をはるかにしのぐ超知性体が出現し、その力によって、人間の限界は乗り越えられ、ついには不死性まで手にできると主張するのである。⁵²⁾

キリスト教社会倫理は、こうしたトランスヒューマニズムの考えを明確に退ける。本稿で見たように、いかなる技術もつねにアンビバレントな側面を有している。しかも、いかにAIが進歩しようとも、AIには道徳的判断能力も道徳的責任能力も存在しない。道徳的に判断をし、その責任を負うことができるのは、人間だけである。それゆえ、意思決定にあたって、最終的な意思決定の権限は、AIではなく、つねに人間の側になければならない。こうした考えに基づき、キリスト教社会倫理は、AIを含むデジタル技術が真の人間発展に資するように、これを倫理的に制御しているとするのである。⁵³⁾それゆえ、キリスト教社会倫理は、いかにデジタル技術が発展したとしても、機械にすべてを委ねようとするのではなく、どこまでも人間を中心に置こうとするヒューマニズムの立場に立っている。この意味において、キリスト教社会倫理は、「デジタル・ヒューマニズム」(Digitaler Humanismus)の思想としても捉えることができるのである。⁵⁴⁾⁵⁵⁾

注

本稿作成にあたっては、高倉博樹静岡大学教授より貴重なコメントを頂戴した。記して感謝申し上げます。

1) Vgl. Filipović (2021), p. 50-51.

2) Vgl. Pontifical Academy for Life (2020). また、アルゴ・クラシーならびにアルゴ・エシックス

に関しては、Benanti (2021) を参照。

3) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 150.

4) カトリック社会論と福音主義の違いについては、永合 (2016) 129-152ページ, 171-194ページを参照。

5) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020). また、両宗派の統一的理解を示そうとする動きに関しては、Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 24-26 を参照。

6) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 26-27. 永合 (2016) 131-133ページを参照。

7) Vgl. Filipović (2021), p. 63.

8) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 27-29.

9) Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 29.

10) これら四つの原則については、Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 30-43 を参照。また、永合 (2016) 131-133ページおよび134-137ページを参照。

11) Vgl. Nass (2006), S. 18-21.

12) Daten Ethik Kommission (2019), S. 43.

13) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 34.

14) 今日、人びとは、インターネットを介して世界中の人びととつながり、コミュニケーションをはかることができる。それゆえ、デジタル化の進展は、一方では人びとの間に新たな連帯的つながりをもたらすことになる。その一方で、対面的なコミュニケーションが失われていくことから、デジタル化は、個人化の傾向をいっそう強化する危険性もある。また、人びとが自分の好みや思想にあった情報にしか接しようとしないうるフィルターバブルの状態に置かれることによって、「ポスト・トゥルース」(Post-truth)と呼ばれるように、客観的事実に基づく理性的なコミュニケーションがなされなくなったり、インターネット上でいじめや中傷に見られるように、感情的なコミュニケーションがエスカレートしたりする恐れがある。それゆえ、デジタルコミュニケーションの利点と問題点を認識した上で、デジタルコミュニケーションを通じて、連帯性の維持・育成がはかれるように、コミュニケーションに参加する主体には「自己制限のエートス」(Ethos der Selbstbegrenzung) が求められるのである。Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 242-246. ポスト・トゥルースに関しては、マッキンタイア (2020) を参照。

15) 補完性の原則に関して、カトリック社会論ではその消極的な側面が強調されるのに対し、プロテスタント系の社会倫理ではむしろ積極的な側面が強調される傾向がある。Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 38-40.

16) Vgl. Nell-Breuning (1980), S. 49 (邦訳57ページ)。

17) キリスト教は、人間中心主義であり、環境問題をもたらした要因の一つであるとしてしばしば批判される。しかし、教皇フランシスコは、社会回勅『ラウダート・シ』において、キリスト教が人間中心主義であることを次のように明確に否定している。「わたしたちキリスト者が時に聖書を誤って解釈したのは事実ですが、今日では、わたしたちが神にかたどって創造され、大地への支配権を与えられたことが他の被造物への専横な抑圧的支配を正当化するとの見解は、断固退けなければなりません」(教皇フランシスコ (2016), 62ページ)。

18) 教皇フランシスコ (2016), 139-143ページ参照。Vgl. Wiemeyer (2019), S. 144.

19) 社会的市場経済の構想について、詳しくは、永合 (2016), 21-34ページ参照。

- 20) Müller-Armack (1956), S. 390.
- 21) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 43-44.
- 22) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 164. 地球環境問題に関するキリスト教社会倫理の議論に
関しては、永合 (2022) を参照。また、エコ社会的市場経済については、Radermacher/Riegler/
Weiger (2011) をも参照。
- 23) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 248-252.
- 24) 技術主義に関しては、教皇フランシスコ (2016), 96-104ページ参照。
- 25) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 164-177.
- 26) Vgl. Daten Ethik Kommission (2019), S. 70-71.
- 27) フィリポビクは、次のように述べている。『企業のデジタル責任』が企業によって認識され
ず、理解されないところ、倫理が洗濯機のように表面的な汚れしかとらないところでは、経済的
要素だけを考慮するのではない、技術システムの勇氣ある規制が中心となり、また、中心であり
続けるのである』。Vgl. Filipović (2021), S. 68-69.
- 28) 紙幅の都合で、デジタル化による①著作権の問題と②エコロジー問題に関しては、本論で述べ
ることができないので、ここで簡単に整理しておきたい。①デジタル化、とりわけ近年の生成 AI
の進展によって、著作権の侵害が大きな社会問題になってきている。キリスト教社会倫理では、
私的所有権が認められているが、財が神によって人間に委託されたものである以上、それは絶対
的権利ではなく、社会的に必要な場合には共用に供することが求められる。この基本認識から、
デジタル化に伴う著作権侵害の問題に関しては、その保護と共用に関する新たな規制のあり方を
検討する必要性が提言されている。Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 30-33. ②デジタル化は、
資源・エネルギー効率の向上、「脱物質化」(Dematerialisierung)の進展、シェアリング・エコ
ノミーの推進等によって、一方では環境負荷の軽減に貢献するという側面をもつ。しかし、他方
で、デジタル企業による世界規模での莫大な電気の消費、レアメタルやレアアースの採掘に伴う
諸問題、新たな消費を喚起する「リバウンド効果」(Reboundeffekte)等によって、環境負荷を
高めるという側面をももつ。それゆえ、デジタル化の利点を推進しつつ、再生可能エネルギーへ
の転換、レアメタル・レアアースのリサイクルの推進、税政策を通じたリバウンド効果の抑制等
が必要とされるのである。Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 219-226.
- 29) デジタルプラットフォーム企業は、両面市場と呼ばれるように、一方では企業との間でサービ
スを取引する市場をもち、他方では消費者との間でサービスを取引する市場をもつ。直接ネット
ワーク効果は、一方の市場の側の利用者が増加するほど、その市場でのサービスの価値が高まる
ことによって、利用者がさらに増えるという効果であり、間接ネットワーク効果は、一方の市場
の側の利用者が増加するほど、他方の市場の側の利用者にとってサービスの価値が高まり、そこ
での利用者の数が増えることによって、両方の市場において相乗的に利用者数が増えるという効
果を意味する。
- 30) Vgl. Bundesministerium für Wirtschaft und Energie (2017), S. 17.
- 31) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 179-191, Bundesministerium für Wirtschaft und Energie
(2017), S. 104.
- 32) これらの政策は、すでにドイツおよび EU において導入されてきている。ドイツでは、2017年
の競争制限禁止法第 9 次改正により、無償サービスであっても市場が存在し、独占禁止法の規制

対象に含まれることが定められている。また、EU では、2022年よりデジタルサービス法とデジタル市場法が施行され、デジタルプラットフォーム企業を対象とした独自の規制が行われるようになっている。

33) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 192-203.

34) デジタル課税に関しては、2021年に OECD 加盟国を含む136か国・地域がその導入に合意し、また、法人税の最低税率を15%とすることで合意がなされた。当初は、2023年中の導入が目指されていたが、各国による批准や国内法の整備の遅れにより、導入が2025年に延期されている。なお、デジタル課税について詳しくは、諸富 (2020) を参照。

35) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 57-61.

36) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 78.

37) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 80.

38) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 75. EU では、2018年から個人情報保護の基本法ともいえる一般データ保護規則が適用されているが、忘れられる権利は、削除権としてこの一般データ保護規則第17条に明記されている。

39) EU では、2024年5月21日に AI 規制法が成立し、2026年から施行されることになっている。この法律では、AI のリスクに応じた規制がなされ、個人の行動操作やソーシャルスコアリングは、容認できないリスクにあたるとして AI 利用が禁止されることになっている。

40) 機械による労働者の代替に関しては、C. B. フライと M. A. オズボーンによる研究が知られている。かれらによれば、アメリカの雇用の約47%が代替のリスクにさらされると推計されている。これについては、Frey/Osborne (2013) を参照。

41) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 81-88. 両極化テーゼは、D. H. オーターによって唱えられたものである。これについては、Autor (2015) を参照。

42) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 109, 136-137.

43) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 138-139.

44) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 102-105. デジタル教育の必要性は、労働者の能力開発にのみ関わるものではない。むしろ、今日では、誰もがデジタルサービスを利用できるようにすることが公正性の観点からも必要とされる。それゆえ、デジタル格差を縮小させるために、デジタル教育をすべての人に提供するとともに、デジタルインフラの整備を進めることが求められるのである。これについては、Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 247-248 および Daten Ethik Kommission (2019), S. 47 を参照。

45) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 210-216.

46) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 105. このことから、キリスト教社会倫理においては、労働の「主体的次元」(subjektive Dimension) が強調されることになる。すなわち、「働く人間は、経済的付加価値を創出するだけでなく、自ら人格的付加価値をも獲得する。……いかなる労働も、外的世界を変化させる (客観的次元) だけでなく、労働者を変化させる (主体的次元)。労働は、人間を変化させるので、人間の尊厳を強化することも抑圧することもありうる。労働は、人格性を発展へともたらすことも、それを損なうこともありうるのである」(Pontifical Council for Justice and Peace (2012), S. 17.)。

47) Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 73.

- 48) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 140-146.
- 49) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 170-171.
- 50) Vgl. Pontifical Council for Justice and Peace (2012), S. 21.
- 51) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 151-163, Pontifical Council for Justice and Peace (2012), S. 18-19. ドイツでは、労働者の経営参加が共同決定法によって法的に制度化されている。キリスト教社会倫理では、デジタル化によってこの仕組みが掘り崩されるのではなく、むしろ共同決定の強化につながるよう改善していくことが求められるのである。
- 52) トランスヒューマニズムに関しては、クーケルバーク (2020) 11-39ページ、カーツワイル (2007)、ボストロム (2017) を参照。ただし、トランスヒューマニズムは、人類にとってバラ色の未来を描くだけではない。たとえば、ボストロムは、スーパーインテリジェンスによって、人類が滅亡するリスクについて警鐘をならしている。
- 53) Vgl. Jähnichen/Wiemeyer (2020), S. 250, Benanti (2021) S. 41-42.
- 54) Vgl. Benanti (2021), S. 35. また、ナスは、倫理的判断をも AI に委ねていこうとする考えを「人工知能帝国主義」(KI-Imperialismus) として痛烈に批判している。Vgl. Nass (2023).
- 55) デジタル・ヒューマニズムに関しては、Nida-Rümelin (2023) を参照。

参 考 文 献

- Autor, D. H. (2015) "Why Are There So Many Jobs? The History and Future of Workplace Automation", *Journal of Economic Perspective*, Vol. 29, No. 3.
- Benanti, P. (2021) "Algor-ethics: Artificial Intelligennce calls for an Ethical reflection", in Paglia, V / Pegoraro, R (edit), *The "Good" Algorithm? Artificial Intelligence Ethics, Law, Health*, Pontifical Academy for Life.
- Bundesministerium für Wirtschaft und Energie (hrsg.) (2017) *Weissbuch Digitale Plattformen, Digitale Ordnungspolitik für Wachstum, Innovation, Wettbewerb und Teilhabe* (https://www.bmwk.de/Redaktion/DE/Publikationen/Digitale-Welt/weissbuch-digitale-plattformen.pdf?__blob=publicationFile&v, 2024年4月12日閲覧)
- Daten Ethik Kommission (2019) *Gutachten der Datenethikkommission* (https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/themen/it-digitalpolitik/gutachten-datenethikkommission.pdf?__blob=publicationFile&v=6, 2024年4月12日閲覧)
- Filipović, A. (2021) "Ethical and Social Consequences of Artificial Intelligence: Insights from a Christian Social Ethics Perspective", in Paglia, V / Pegoraro, R (edit), *The "Good" Algorithm? Artificial Intelligence Ethics, Law, Health*, Pontifical Academy for Life.
- Frey, C. B. / Osborne, M. A. (2013) "The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation?", Working Paper, the Oxford Martin Programme on Technology and Employment.
- Jähnichen, T. / Wiemeyer, J. (2020) *Wirtschaftsethik 4.0: der digitale Wandel als wirtschaftsethische Herausforderung*, Kohlhammer.
- Müller-Armack, A. (1956) Soziale Marktwirtschaft, in Beckerrath, E. v. (hrsg.), *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd. 9, Fischer, Mohr, Vadenhoeck & Ruprecht.
- Nass, E. (2006) *Der humangerechte Sozialstaat*, Mohr Siebeck.

- Nass, E. (2023) Künstliche Intelligenz: Chancen und Risiken aus christlicher Sicht -Interview mit dem Theologen und Sozialethiker Prf. Dr. Dr. Elmar Nass (https://www.erzbistum-koeln.de/presse_und_medien/magazin/Kuenstliche-Intelligenz-Chancen-und-Risiken-aus-christlicher-Sicht/, 2024年4月12日閲覧).
- Nell-Breuning, O. v. (1980) *Gerechtigkeit und Freiheit*, Europaverlag. (社会問題シリーズ刊行委員会訳 (1987) 『正義と自由』 上智社会事業団出版部).
- Nida-Rümelin, J. (2023) *Digitaler Humanismus: eine Ethik für das Zeitalter der künstlichen Intelligenz*, Piper.
- Pontifical Council for Justice and Peace (2012) *Zum Unternehmer Berufen!*, Bund Katholischer Unternehmer e. V.
- Pontifical Academy for Life (2020) Rome Call for AI Ethics, (https://www.vatican.va/roman_curia/pontifical_academies/acdlife/documents/rc_pont-acd_life_doc_20202228_rome-call-for-ai-ethics_en.pdf, 2024年4月12日閲覧).
- Radermacher, F. J. / Riegler, J. / Weiger, H. (2011) *Ökosoziale Marktwirtschaft: Historie, Programm und Perspektive eines zukunftsfähigen globalen Wirtschaftssystems*, oekom.
- Wiemeyer, J. (2019) “Wirtschaftsethische Herausforderungen der Digitalisierung”, in Hegemann, K., Sohnrey, F. (hrsg.), *Soziale Verantwortung*, Rainer Hampp Verlag.
- カーツワイル, R. (井上健監訳) (2007) 『ポストヒューマン誕生—コンピュータが人類の知性を超えるとき』 日本放送協会。
- 教皇フランシスコ (2016) 『回勅ラウダート・シーとともに暮らす家を大切に』 カトリック中央協議会。
- ケーケルバーク, M. (直江清隆 (訳者代表)) (2020) 『AIの倫理学』, 丸善書店。
- 永合位行 (2016) 『福祉国家体制の危機と経済倫理学の再興—ドイツ語圏における展開』 勁草書房。
- 永合位行 (2022) 「H.J. ホーアの『エコロジー的社会倫理学』の構想」 国民経済雑誌, 第225巻5号。
- ボストロム, N. (倉骨彰訳) (2017) 『スーパーインテリジェンス—超絶AIと人類の運命』 日本経済新聞社。
- マッキンタイア, P. L. (大橋完太郎監訳) (2020) 『ポストトゥルース』 人文書院。
- 諸富徹 (2020) 『グローバル・タックス—国境を超える課税権力』 岩波新書。